

「身体障害者福祉法施行規則別表第5号」改正（視覚障害抜粋）

身体障害者障害程度等級表 改正前

（傍線部分は改正部分）

級別	視覚障害
1級	<u>両眼の視力</u> （万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常のある者については、 <u>きよう正視力</u> について測つたものをいう。以下同じ。）の <u>和</u> が0.01以下のもの
2級	1 <u>両眼の視力の和</u> が0.02以上0.04以下のもの 2 <u>両眼の視野</u> がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの
3級	1 <u>両眼の視力の和</u> が0.05以上0.08以下のもの 2 <u>両眼の視野</u> がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの
4級	1 <u>両眼の視力の和</u> が0.09以上0.12以下のもの 2 <u>両眼の視野</u> がそれぞれ10度以内のもの
5級	1 <u>両眼の視力の和</u> が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
6級	<u>一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの</u>

身体障害者障害程度等級表 改正後

（傍線部分は改正部分）

級別	視覚障害
1級	<u>視力の良い方の眼の視力</u> （万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常のある者については、 <u>矯正視力</u> について測つたものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの
2級	1 <u>視力の良い方の眼の視力</u> が0.02以上0.03以下のもの 2 <u>視力の良い方の眼の視力</u> が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 <u>周辺視野角度</u> （I/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 <u>両眼開放視認点数</u> が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
3級	1 <u>視力の良い方の眼の視力</u> が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 <u>視力の良い方の眼の視力</u> が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 <u>周辺視野角度の総和</u> が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 <u>両眼開放視認点数</u> が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
4級	1 <u>視力の良い方の眼の視力</u> が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 <u>周辺視野角度の総和</u> が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 <u>両眼開放視認点数</u> が70点以下のもの
5級	1 <u>視力の良い方の眼の視力</u> が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 <u>両眼中心視野角度</u> が56度以下のもの 4 <u>両眼開放視認点数</u> が70点を超えかつ100点以下のもの 5 <u>両眼中心視野視認点数</u> が40点以下のもの
6級	<u>視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの</u>